

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

7月6日～8月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	7月22日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	7月21日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	7月15日(水)、8月5日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当	(☎594-5507)
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	7月7日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	7月24日(金) 10:00～15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	7月18日(土)、8月4日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	7月17日(金) 13:30～15:30	市役所(市民公益活動支援コーナー)	
	8月1日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	7月18日(土)、8月1日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	7月6日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

## 暮らしの110番

### 北本市消費生活相談あれこれの

#### ■SF(催眠)商法に気をつけて!

A子さんは、友人から話を聞くだけで日用品が無料でもらえるから一緒に行かないかと誘われて、仮設の店舗に出かけることにしました。会場では、おもしろい話をしながら欲しい人に手を挙げさせて食品や日用品を次々と無料で配り、そのうち別の商品を格安で販売したりしました。これを何回か繰り返すうち、会場内が早い者勝ちで買わないと損をするような雰囲気(催眠状態)になり、冷静な判断力をなくさせたところに、業者から健康食品を勧められて断り切れずに契約してしまった、との相談が寄せられました。これは典型的なSF商法の手口です。

無料で日用品をもらったので断りにくい、閉鎖的な会場で、販売員も威圧的で断れなかったとの相談もありました。勧められる商品には、A子さんが契約した健康食品(サプリメント)の他にも羽毛布団や磁気マットレス、温熱治療器、電位治療器などの家庭用医療機器があり、市価よりもかなり高額な料金で販売されています。

SF商法にはクーリングオフ制度があり、契約書面を受け取ってから8日以内であれば無条件で解約することができます。A子さんは契約した2日後にセンターに相

談したこともあり、クーリングオフ通知を出して解約することができました。クーリングオフ期間が過ぎてしまってもあきらめずにセンターに相談してください。販売時に問題がある場合などは、業者に取り消しを主張できる場合があります。

高齢者の多くは、健康への不安からこうした販売会場に通ってしまうことがあります。誘われてもよく分からない会場へは近づかないようにしましょう。無料で商品を買ったから何か買わなければいけないということはありません。不用なものははっきりと断りましょう。

お困りのときは北本市消費生活センターにご相談ください。

#### 相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529)  
※電話でのご相談も受け付けます)  
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)  
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)  
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

# セーフコミュニティきたもと Vol.36

## 北本市ではどんなけがや事故等が起きているの？

皆さんは、北本市でどのようなけがや事故等が起きているかご存じですか。

病気が原因ではなく外部で生じた原因で亡くなることを外因死といいます。外因死で亡くなる人がどれくらいいるか、またどのような外因で亡くなったのかを把握することで、客観的な視点から北本市で起きているけがや事故等の状況を把握することができます。

外因死を含めた死亡の状況は、厚生労働省が所管している人口動態統計で把握することができます。今回は、埼玉県のホームページ上で一般に公開されている市町村別の人口動態統計のデータをもとに、本市でどのようなけがや事故等が発生しているかをご紹介します。

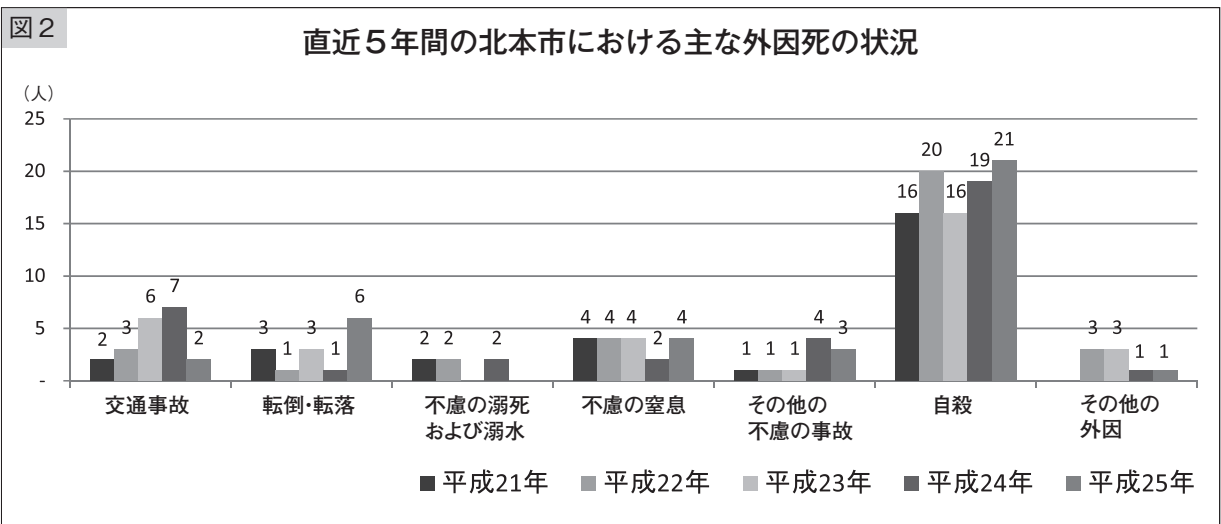
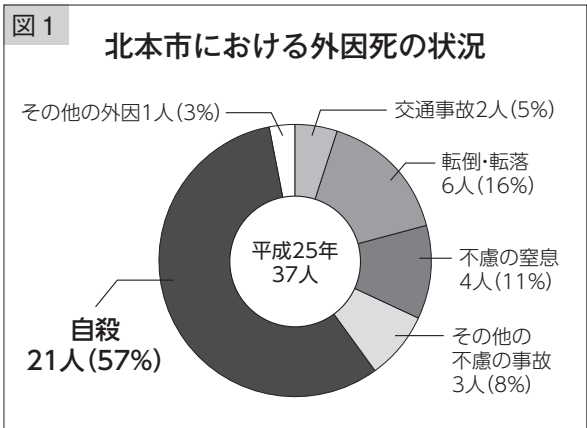
図1の円グラフは、公開されている直近のデータで平成25年中のけがや事故等による死因別の死亡数を示したものです。

けがや事故等で亡くなった人は、全部で37人でした。その内自殺で亡くなった人は21人で亡くなった人全体の57%を占めています。次いで転倒・転落で亡くなった人が6人で全体の16%、不慮の窒息で亡くなった人が4人で全体の11%を占めています。

次に、直近5年間のけがや事故等の発生動向をご紹介します(図2)。単年だけでなく、経年でデータを収集、分析することで、より詳細なけがや事故等の発生動向を把握することが可能です。

自殺は平成21年から増減を繰り返している状況で、毎年死亡数の多い死因となっています。また、平成24年まで増加傾向だった交通事故は、平成25年には減少に転じています。一方で、増減を繰り返していた、転倒・転落で亡くなった人は、平成25年から増加の傾向にあります。

今回は人口動態統計をご紹介しましたが、この他にも、警察統計や救急搬送データなどけがや事故等の発生動向を把握するためのデータは数多くあります。今後もこのようなデータを含め、様々なデータを活用した市民の皆さんへの啓発を行っていきます。また、データに基づいた客観的な視点から、重点的に取り組むべき課題を抽出し、より効果的な予防の取り組みの実践をめざします。そして、取り組みの企画、実践については、今後も対策委員会の活動を中心に、進めていきます。



☎ 協働推進課協働推進・セーフコミュニティ担当 (☎594-5517)